

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

新築 複合建築物 3,500㎡

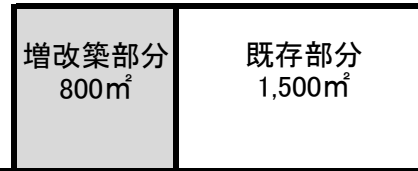


手数料算定対象床面積 2,500 ㎡

標準入力法等の場合 510,000 円
モデル建物法の場合 230,000 円

増改築 非住宅建築物 2,300㎡

※既存部分がH29.4.1以降に建築されている場合、判定対象
※既存部分がH29.4.1時点で存する場合、増改築部分が増改築後の面積の1/2以下となるので、判定対象外



手数料算定対象床面積 (増改築部分のみ) 800 ㎡

標準入力法等の場合 358,000 円
モデル建物法の場合 142,000 円

[ケース1]

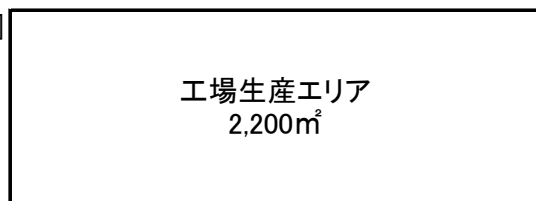


※国から工場の生産エリア、倉庫の冷凍室及び定温室などは、標準的なエネルギー消費量を算定することが現時点では困難であるため、算定対象から除外することが示されています。

左図ケース1の工場の場合、省エネ性能適合義務対象部分は、延べ面積の2,200㎡となるため適合性判定の対象となります。

モデル建物法の場合、延べ面積2,200㎡に応じた手数料は230,000円ですが、生産エリア、定温倉庫の床面積は、一次エネルギー消費量の算定対象から除外されるため、手数料算定の床面積は、事務所と廊下等の床面積の合計700㎡となり、手数料は142,000円になります。

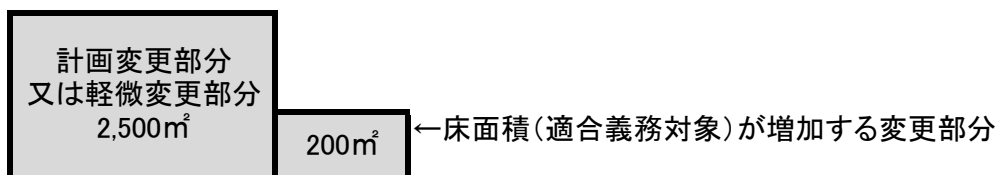
[ケース2]



左図ケース2の場合、省エネ性能適合義務対象部分が0㎡となりますが、適合性判定は必要なので、認定証の交付に係る手数料が9,000円になります。

建築物エネルギー消費性能確保計画変更適合性判定等手数料

変更 非住宅建築物 2,500㎡ ⇒ 2,700㎡



手数料算定対象床面積 2,500㎡+200㎡

標準入力法等の場合 255,000円+221,000円=476,000円
モデル建物法の場合 115,000円+85,000円=200,000円